

平成 30 年度日本・中国青年親善交流事業（第 40 回） 概 要

日本・中国青年親善交流事業は、日本青年と中国青年との交流を通じて青年相互の友好と理解を促進し、青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神の醸成と国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会でリーダーシップを発揮できる青年を育成するとともに、青年による事業終了後の青少年健全育成活動等への寄与を目的として、日本・中国両国政府が共同で実施する。

平成 30 年度（第 40 回）事業では、10 月～11 月に日本青年等を中国に派遣するとともに、8 月～9 月に中国青年等を日本に招へいすることとしている。

< 日本青年中国派遣の概要 >

（注）本概要は平成 30 年度政府予算案に基づく平成 30 年 1 月時点の予定。日程は、今後変更することがある。

1 派遣プログラム

（1）訪問日程

平成 30 年 10 月 23 日（火）から 11 月 3 日（土）までの 12 日間

（2）派遣人員

団長 1 人、副団長 2 人、渉外 2 人及び参加青年 25 人の計 30 名

（3）中国における活動

- ・ ディスカッション、日本文化の紹介、ホームステイ等を通じた中国の青年等との交流
- ・ 産業、文化、教育、環境、社会福祉等の諸事情の関連施設の訪問 等

（4）渡航手段

渡航に用いる交通手段は、航空機とする。

2 研 修

青年中国派遣の効果を最大限に高めるため、参加青年に対して以下の研修を実施する（東京都内又は隣接県で合宿形式により実施）。

（1）事前研修

ア 時期及び期間

平成 30 年 7 月 3 日（火）から 7 月 6 日（金）までの 4 日間（3 泊 4 日）

イ 研修目的

事業の趣旨、内容及び中国についての理解を深め、必要な諸準備を行うとともに、参加青年としての心構えや中国における活動の基本を習得、併せて出発前研修までの自主研修期間の準備と目標を明確にする。

（2）出発前研修

ア 時期及び期間

平成 30 年 10 月 21 日（日）、22 日（月）の 2 日間（10 月 21 日から出発日である 23 日までの間、2 泊する。）

イ 研修目的

中国における諸活動の最終準備と確認等を行う。

（3）帰国後研修

ア 時期及び期間

平成 30 年 11 月 4 日（日）、5 日（月）の 2 日間（帰国日である 11 月 3 日から 2 泊する。）

イ 研修目的

事業成果を取りまとめ、その成果を踏まえた事業終了後の諸活動への理解を深める。

3 構成員の任務と選任等

（1）任 務

ア 団長は、派遣団を代表するとともに、参加青年を指導し、派遣団の活動を統括する。

イ 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 渉外は、団長の指揮に従い、団務を分担するとともに、渉外及び通訳を担当する。

エ **参加青年は**、団長の指揮に従い、団体行動の下に、研修及び派遣プログラムに参加し、団務を分担する。
また、事前研修後の自主研修期間にあっては、中国についての知識や語学能力の向上に励むとともに、我が国の歴史や社会情勢の認識を深めるなど、積極的に派遣プログラムの準備に努めなければならない。

オ 団長、副団長、渉外及び**参加青年は**、帰国後、活動報告書を定められた期限内に内閣府に提出する。

カ **参加青年は**、事業参加後およそ1年後、5年後、10年後に内閣府が行うフォローアップ調査（活動状況等）に回答する。

(2) 選任等

ア 団長、副団長及び渉外
内閣府が任命又は委嘱する。

イ 参加青年
都道府県知事（青年国際交流主管課(室)が教育委員会に属する場合には、教育長）又は全国的組織を持つ青少年団体等の代表者から第1次選考を経て推薦された者の中から、内閣府が選考し、決定する。

4 経費

(1) 事業の実施のための経費（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）は、出発前研修に参加するための国内上京旅費及び帰国後研修終了後の国内帰郷旅費（東京23区内在住の者を除く。）を含め、内閣府又は中国が負担する。

(2) 次に掲げる経費は、参加青年本人の負担とし、参加費として参加青年から徴収する。（10万円程度）

ア 渡航に要する往復航空運賃の一部（1）

イ 事前研修、出発前研修及び帰国後研修における宿泊料等及び食費

ウ 旅行保険料等

(3) その他、以下の経費についても、参加青年本人の負担とする。

ア 事前研修に参加するための往復旅費

イ 旅券発行手数料、予防接種料

ウ 疾病又は傷害の治療費用及びそれに付随する費用

エ 小遣いその他の個人の用に必要な経費

オ 日本における事後活動組織である日本青年国際交流機構への入会金（3万円）（2）

(1) 往復航空券については、事前研修終了後、参加青年として決定された者に対して、発券作業が行われる。発券後、事業参加を辞退し、航空券のキャンセル料が発生する場合、キャンセル料は青年の一部負担する金額の範囲内で青年が負担するものとする。

(2) 内閣府の青年国際交流事業に参加した青年等が自主的に組織している事後活動組織「日本青年国際交流機構」では、会員たちが事業参加の経験とネットワークを生かしながら、様々な形で社会に携わる活動を行っている。

平成29年度 日本・中国青年親善交流事業 行動日程

	月日	活動内容	滞在都市
1	11月14日 (火)	東京(羽田) 北京 伍偉中華全国青年連合会副秘書長主催歓迎会	東京 北京
2	11月15日 (水)	在中国日本国大使館表敬訪問 ・日中関係、日本国大使館の役割についての講義 北京大学交流座談会 ・グループディスカッション(起業とボランティアについて) ・ディスカッション発表 ・キャンパス見学 中関村創業大街 視察	
	11月16日	日中国交正常化45周年記念日中青年交流意見交換会(21世紀飯店) 全青連主催歓迎レセプション 汪鴻雁中華全国青年連合会副主席表敬訪問 天安門、前門散策 日本訪問団既参加青年との交流夕食会	
4	11月17日 (金)	北京 貴陽 貨車幫有限会社視察 孔学堂視察、儒家文化体験	↓ 貴陽
5	11月18日 (土)	恵水県好花紅村視察(貧困脱出プロジェクト地) 恵水県百鳥デジタルタウン視察 ホームステイマッチング	
6	11月19日 (日)	ホストファミリーとの交流夕食会	↓
7	11月20日 (月)	凱里市黔东南ミャオ族トン族自治州へ移動 凱里苗妹民族文化刺繍パティック伝習体験所視察 凱里学院学生イノベーション創業センター視察 凱里学院の黔东南州博物館、美術与設計学院視察 凱里インターネットパブリックイノベーションパーク 黔茶故事など視察 未来城コミュニティユースハウス視察	凱里 ↓
8	11月21日 (火)	雷山県へ移動 西江千戸苗寨視察 貴陽へ移動 貴州青年連合会代表との座談会	↓ 貴陽 ↓
9	11月22日 (水)	貴陽→深圳 前海深港合作区へ移動 前海地区展示場、前海深港夢工場視察 錦繡中華民俗文化村にてパフォーマンス鑑賞	深圳 ↓
10	11月23日 (木)	テンセント視察 DJI視察 深圳港企業広場視察 深圳北駅→広州南駅 花城広場、海心沙島(アジア競技大会開会式会場)散策	↓ 広州
11	11月24日 (金)	広州汽車(広州ホンダ)視察、社員との交流会 中山大学学生交流会 ・中山大学側のプレゼンテーション ・質疑応答 ・ボランティアと起業イノベーションについて(分科会) 中山大学キャンパスツアー(グループ別) 広東省青年連合会主催歓送会	
12	11月25日 (土)	広州 東京(羽田)	↓ 東京